

1 県外視察のまとめについて

11月15日、16日に実施した、埼玉県所沢市及び福島県会津若松市の視察報告のまとめ案が正副委員長から提出され、承認された。

【県外視察のまとめについての主な意見】

- 視察先の両市で問題となっていた議会報告会参加者の固定化については、本市においても、議論を深めていく必要がある。
- 行政任せではなく両市議会自らが議会改革を進めていったことが、議会と行政の緊張感の保持につながっていると感じた。
- 本委員会での議論を踏まえて、全議員が議会改革の共通認識を持つ必要がある。

2 議会基本条例の制定に向けて

(1) 説明責任の遂行について（議会報告会）

- ・ 議会報告会の開催時期について意見聴取し、本委員会の議論経過を24年3月定例会において中間報告して、全議員に周知した上で総意が得られれば、平成25年6月より前倒しして実施することが取りまとめられた。
- ・ 実施の際の議会報告会の具体的内容については、実行委員会を立ち上げ、その中で検討していくことが確認された。

【説明責任の遂行について（議会報告会）の主な意見】

- 前倒しして開催したほうがよい。
- 委員会の一番の目的は議会基本条例の制定であるため、その作業とは完全に分離して考える必要がある。委員会とは別に立ち上げた実行委員会で、具体的な検討を行うという前提であれば、実施すべき。
- 議会全体が一丸となって進まなければ実施は難しいと考えるため、全議員に問いかける必要がある。

- 試験的な開催であれば、これまでの議会改革への取り組みを市民に説明するという意義からも、本委員会の報告会として実施してもよい。

(2) 市民の議会への参画について

- ・ 前回委員会における委員からの意見を反映したアンケート案を提示し、承認された。実施時期は、平成24年3月定例会からとすることで確認された。

(3) 議案審議の充実に向けた検討について

- ・ 議会基本条例の制定に向けてのうち、議案審議の充実に向けた検討について意見交換を行った。
- ・ ① 説明資料の検証、② 一問一答制のあり方については、委員会での議論経過を取りまとめ、議会運営委員会に申し伝えることで確認した。
- ・ ③ 議会と執行機関との緊張感の保持については、質問または質問者に対する確認を範囲とした反問権を執行部に付与することを確認した。
- ・ 条例の文案及び解説は、次回委員会において正副委員長から提示することとした。

**【議案審議の充実に向けた検討について① 説明資料の検証に係る主な意見】**

- 必要に応じて、添付資料として地図を加えてはどうか。
- 添付資料については過不足の問題ではなく、最低限の資料の確保という考え方である。そのため、疑問やわからない点について調べることは、議員の努力義務であると考え。それでも補完ができないのであれば、添付資料を増やす必要があるが、現在はそこまでは至っていない。
- 概要書の内容については、議員の理解を深めるため、もう少し詳細に記述してほしい。
- 市側の議案を通すための努力と、議員側の議案審議との兼ね合いの中で、緊張感が生まれてくると考える。議案を読むことから議員の勉強が始まるのであり、より詳細な説明を求めるといった市側の仕事を増やす必要はない。一方で、市側が手を抜いたときには、しっかりと議会がチェックをすればよ

い。

**【議案審議の充実に向けた検討について② 一問一答制のあり方に係る主な意見】**

- 一問一答方式と総括方式、またその選択制については、現状のままでよい。
- 総括方式については、一問一答方式をうまく活用し、できるだけ市民にわかりやすい方法になるよう工夫していく必要がある。

**【議案審議の充実に向けた検討について③ 議会と執行機関との緊張感の保持（反問権）に係る主な意見】**

- 議員の質問内容を正確に答弁者に理解してもらうため反問権は必要である。
- 反問権の付与により、議員に過度の能力向上が求められる可能性がある。  
反問権の範囲について慎重に検討する必要がある。
- 執行部側に飛躍した解釈をされないよう反問権の解釈を明文化する必要がある。
- 反論権までの範囲ではなく、反問権を付与することが必要であると思う。  
また、基本的に執行部の反問権の行使は、議長または委員長の裁量権によるものとするため、議長または委員長が整理すればよい。
- 議論の深まりや議会と執行機関との緊張感の保持という観点から、反問権は付与すべきである。

**3 その他**

- ・ 1月16日付けで議会のホームページのトップページにアクセスカウンターを設置したことを報告した。
- ・ 公共施設等（地区施設を含む。）の掲示依頼状況について確認した。
- ・ 3月定例会における特別委員会の中間報告及びその正副委員長案を次回委員会に提示することを提案し、承認された。